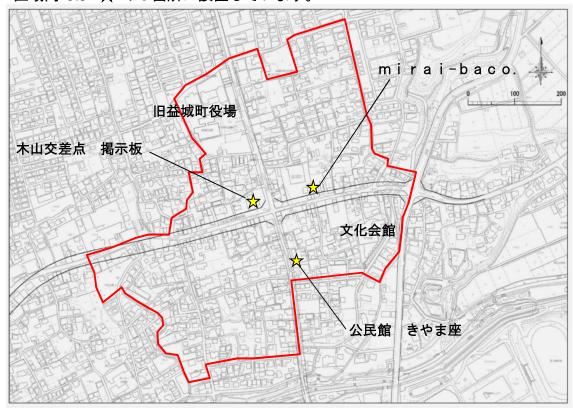
5. 掲示板の設置について

本地区の土地区画整理事業に関する情報を発信するために、区画整理だよりや説明会の 案内などを掲載する掲示板を設置しております。

設置個所については以下のとおりです。

区域内では ☆ の3箇所に設置しています。



区域外の掲示板設置個所

★益城町役場:仮庁舎 正面玄関前

★木山仮設団地:みんなの家 集会所 北・西

★テクノ仮設団地:みんなの家 談話室D

バス停前 掲示板

大通り 掲示板

★木山上辻仮設団地: 集会所·掲示板

ご不明な点や疑問に思われることがあれば、下記までお問い合わせ下さい。

◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業のお問い合わせ先

◆お問い合わせ先

〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F

益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話:096-289-2930 (直通)

〒860-0831 熊本市中央区八王寺町1-20

熊本県 益城復興事務所 工務課 電話:096-273-9641 (直通)

◆ホームページ

【益城町】https://www.town.mashiki.lg.jp/

【熊本県】http://www.pref.kumamoto.jp/

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業

区画整理だより

【第2号】 平成30年11月6日

発 行

熊本県益城復興事務所

日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。 さて、これまで実施してきました、換地設計・実施設計に必要な事業区域内の建物の 位置を正確に確認するための測量作業を概ね終えることができました。

権利者のみなさまには、測量作業にご協力をいただき、ありがとうございました。

1. 土地区画整理事業の現在の取組について

事業区域の施行工程



現在の取組

「土地区画整理審議会の設置」の準備

現在の取組の一つとして、来年度から予定しております「仮換地指定」に向けて、「土地 区画整理審議会」(以下、「審議会」といいます。)の設置の準備を進めているところです。 今回の区画整理だよりでは、「審議会の設置」についてお伝えします。

2. 審議会と審議会委員の定数について

(1)審議会とは 目的:換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に ついて、その決定に権利者の意見を反映させるために設置します。

> 構成:地区内の権利者から選挙等により選ばれた委員及び熊本県知事 から選任された学識経験者で構成されます。

(2) 審議会の定数等

◇審議会の委員の定数 10名

土地所有者及び借地権者の中から 選挙等によって選出される委員

8名

学識経験を有する者の中から 知事が選任する学識経験委員 2名

◇審議会の委員の任期 5年

3. 審議会委員選挙までの今後の流れ

審議会委員選挙までの今後の流れについて主な項目をご説明します。

(1)選挙人名簿の縦覧

地区内で選挙権・被選挙権を有する土地所有者、借地権者の名簿を下記の縦覧場所でご覧になれます。

縦覧期間:平成30年11月7日(水)~11月13日(火) ※土日も縦覧できます。

縱覧時間:午前8時30分~午後5時15分

縱覽場所:熊本県土木部道路都市局都市計画課(熊本市中央区水前寺6-18-1)

熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所工務課(熊本市中央区八王寺町1-20)

益城町復興整備課(上益城郡益城町木山594)

※選挙人名簿に対する異議の申出については、縦覧期間中に文書で申出ることができます。

(2) 立候補届などの受付

審議会委員に立候補したい、若しくは他の権利者を推薦したい場合、下記により届出を受付けます。

受付期間:平成30年11月28日(水)~12月3日(月) ※土日も受付けます。

受付時間:午前8時30分~午後5時15分

受付場所: 熊本県県央広域本部土木部益城復興事務所工務課(熊本市中央区八王寺町1-20)

郵送でも受付けます。(12月3日の午後5時15分迄必着)

届出書類:

ご本人から届け出る場合	推薦による場合
·立候補届 1通	·立候補推薦届 1通*
	·候補者承諾書 1 通
	※立候補推薦届出者は、選挙権者(土地所有者または借地権者)に
	限ります。

なお、立候補届などは益城町復興整備課でも受付けます。

※立候補届などの各種届出書類については、この区画整理だよりに同封しています。

"土地区画整理審議会委員への立候補または推薦をお願いします。"

(3) 選挙期日(投票・開票)

選挙期日:平成30年12月23日(日)

なお、選挙場・投票時間・開票日時については平成30年12月14日(金)に公告します。 また、立候補者が選挙すべき委員の数を超えない場合は、投票を行わない旨の公告をします。

4. 審議会ってなに?

ここでは、審議会に関する内容を、質問形式でご説明します。

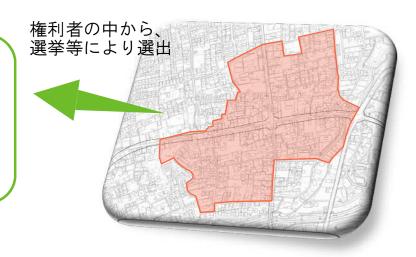
問:審議会の委員はどうやって決めるの?

答:委員は、土地区画整理事業区域内の土地所有者の中から7名、借地権者の中から1 名を選挙等によって選出します。この他に熊本県知事から選任される学識経験者2 名の合計10名の定数で構成されます。



借地権者 1名

計 8名



問:委員はボランティアなの?

答:委員は特別職の地方公務員となります。審議会開催の際には、県の条例に基づいた 報酬などをお支払いします。

問:委員に立候補する方法は?推薦って何なの?

答:自ら委員の候補者となる場合には、「立候補届」の提出をお願いします。他の選挙人 を委員の候補者としようとする場合には、「立候補推薦届」と推薦候補者の方の「候 補者承諾書」の提出をお願いします。

間:委員の立候補者が定数より少なかったらどうなるの?

答:仮に、立候補者が少ない場合は、補欠選挙を実施する場合があります。 その場合は、再度、所定の手続きが必要になるため、事業スケジュールに影響が出 る可能性があります。